

タイトル	韓国の大都市基礎自治体における地域共同体の形成過程：ソウル・城北区東仙洞と大邱・寿城区上洞を事例に
著者	内田，和浩；UCHIDA, Kazuhiro
引用	季刊北海学園大学経済論集，66(3)：1-25
発行日	2018-12-30

《論説》

韓国の大都市基礎自治体における 地域共同体の形成過程

— ソウル・城北区東仙洞と大邱・寿城区上洞を事例に —

内 田 和 浩

1. はじめに

本論文は、科研費研究「韓国における地方政府による『まちづくり』政策と地域共同体の形成過程」（平成 27 年度～29 年度）における研究成果の一つである。

筆者はすでに、拙稿「韓国における地方政府によるマウルづくり政策とその比較」（北海学園大学経済学会『経済論集』第 65 巻第 3 号，2017 年 12 月）において、本研究において実施してきた 4 つのフィールドでの研究成果として、4 つの地方政府（ソウル特別市及び基礎自治体・城北区，大邱広域市及び基礎自治体・寿城区，大田広域市及び基礎自治体・中区，忠清南道及び基礎自治体・洪城郡）の「マウルづくり」政策の特徴を整理し，それぞれの進展状況とその比較を行った。その際，本研究でフィールドワークを行っているマウルは，長谷面オヌイ圏域（忠清南道洪城郡）・東仙洞（ソウル特別市城北区）・石橋洞（大田広域市中区）・上洞（大邱広域市寿城区）の 4 カ所であり，「今後もフィールドワークを続けて，個別のマウル共同体の形成過程と比較分析を深めていく。そのため，本研究をもう 1 年継続して進めて行く予定」としたのである。

したがって，本論文では本来はこれら 4 カ所での具体的な「マウルづくり」の現状とその展開を整理し，地域共同体形成過程の現状と特徴を比較検討していく予定であった。しかし，長谷面オヌイ圏域（忠清南道洪城郡）については，すでに拙稿「韓国・忠清南道におけるマウルづくり政策とその課題」（北海学園大学経済学会『経済論集』第 63 巻第 4 号，2016 年）の中でもある程度地域共同体の形成過程を論じてきたところであり，農村部であることから他の大都市部との単純比較は難しいと考えた。また，石橋洞（大田広域市中区）については最近の当事者への聞き取り調査が不足しており，こちらも単純に比較することは難しいと判断した。

本論文では，前掲拙稿「韓国における地方政府によるマウルづくり政策とその比較」で明らかにしてきたソウル特別市及び基礎自治体・城北区，大邱広域市及び基礎自治体・寿城区の 2 つの地方政府による「マウルづくり」政策の進展の中で，大都市基礎自治体における具体的な「マウルづくり」が地域共同体形成としてどのように展開しているのか，その現状と特徴を明らかにするとともに，比較分析を行っていく。

2. 韓国の地方自治制度と住民自治組織

最初に，本論文の前提として韓国の地方自治制度と住民自治組織について，特に大都市の最新

の状況を確認しておかなければならない。

韓国では、ソウル特別市及び大邱広域市（広域市は6つ）は、道（京畿道・忠清南道など8つ）とともに広域自治体として位置づいており、これらの大都市の広域自治体には基礎自治体として区（大邱等には郡もある）が置かれている。そして、区の下に行政洞という行政区画がある。行政洞には、洞住民センター等（旧称は洞事務所。名称として洞行政福祉センター等もある。洞長以下、区庁の公務員が勤務）が置かれ、地域住民に行政サービスを行っている。また地域住民の自治活動の拠点として住民自治センター（ソウル特別市の名称は「自治会館」。地域住民等で組織する住民自治委員会が運営）が置かれている。洞の下には行政組織として統・班が置かれ、洞長から任命された地域住民が統長・班長となっている。

2013年5月に施行された「地方分権及び地方行政体制の改編に関する特別法」（最終2018年3月改正）では、「新たに住民自治会を置くことができる（第27条）」とされ、「地方自治団体事務の一部を住民自治会に委任または委託することができる（第28条）」としている。住民自治委員会が住民自治センターの運営と洞行政業務への諮問を主な任務としているのに対して、住民自治会は洞行政業務への関わりや委託業務の推進、住民自治業務の遂行（住民総会の開催）等、より地域住民自治への主体的関与を持ち得る組織といえる。ソウル特別市では、2017年10月に「ソウル特別市〇〇区住民自治会設置・運営に関する条例標準（案）」（資料編参照）を示し、各自治区での住民自治会設置へ向けたモデル事業の推進を促している。

韓国には、日本の町内会・自治会に相当する地域住民自治組織はなく、2011年10月にソウル特別市の市長となったパク・ウォンスン氏による「マウル共同体づくり」は、その後全国の広域自治体・基礎自治体に波及しており、都市部においてはこのような行政洞を単位とする地域共同体づくりが進められているのである。

3、ソウル特別市城北区のマウルづくり政策

ソウル特別市に25ある基礎自治体の一つである城北（ソンプク）区は、人口は、464,738人192,923世帯（2018.1.4現在）、面積24.57km²である。その中に20の行政洞がある。

城北区は、ソウル市内で最初に「マウルづくり支援センター」を設置した区である。2011年10月に「城北区マウルづくり支援条例」ができ、2012年にマウルづくり支援センターを設置して民間委託した。ソウル市のパク・ウォンスン市長による政策よりも、先にマウルづくり政策を始めていた。キム・ヨンベ城北区長（2010年7月～2018年6月）は、2010年7月に初めて区長になったが、キム区長が条例をつくり民間委託した。この政策がソウル市に移入されたという。

経緯として、2012年に区からの受託で民間のマウルづくり支援センターができ、同年まったく別にソウル市からの受託で「社会的経済支援団」が出来た。それが2015年4月に一つになって、区受託としての城北区マウル社会的経済センター（「共に暮らす城北社会的協同組合」が受託）となった。

そして2015年7月以降、同センターは、マウル共同体支援、社会的経済支援、マウル推進支援団の3つの機能を持つようになった。つまり、社会的経済事業とマウル共同体事業、そしてマウル推進支援団事業全部を包括して進める機関となったのである。たとえば、地域住民3人以上でマウル計画団を作って、区の予算に反映できるしくみができ、2016年には、マウル計画団を20ある洞毎につくり、それぞれ50～60人集まれば洞毎のマウル計画をつくって行こうと支援し

ているのである。

また、区庁にはマウルづくりの行政部局として、企画経済局にマウル民主主義課が置かれている。マウル民主主義課は、2016年3月に設置された。それまで「マウル担当官」だったが、キム・ヨンベ区長は住民が直接政策を決めなければならないと考え、そのために間接民主主義ではなく直接民主主義が重要と考えた。それで担当課の名称を変えたのだ。キム区長はマウル民主主義という言葉に愛着を持っており、直接自分で命名したという。マウル民主主義課には、マウル企画チーム・自治行政チーム・マウルメディアチーム・住民参加チーム・平生学習、マウル教育チームが置かれている。

2018年6月の民選7期区長選挙で、キム・ヨンベ氏は区長を引退したが、新たにイ・スンロ区長が当選した。イ・スンロ区長もムン・ジェイン大統領の与党である「共に民主党」に所属し、城北区議会議員やソウル市議会議員を務めた人物である。マウルづくり政策については、イ区長もキム前区長の政策を引き継いでいる。

4、東仙洞におけるマウルづくりと住民自治会

(1) 東仙洞の現況

東仙洞（トンソンドン）は、人口15,819人8,800世帯（2018年3月末）で面積0.83km²の行政洞（統19 班130）の地域である。

東仙洞は、地下鉄4号線「誠信女子大入口」駅を中心とする地域にあり、東西門洞（トンソムンドン。現在は東仙洞の一部）と三仙洞（サムソンドン）から分離して出来た洞で、両方の地名の半分ずつから名付けられた。誠信女子大へ向かう通りは商店街となっているが、大学付近にはワンルームマンションが多く、古くからの低層の一戸建て住宅と高層アパートが混在した地域である。地域の端に小学校2つ中学校1つ（男子校）あり、私立女子大学校とその付属高等学校、そして別の私立小学校もある。洞の区域は大きな通りによって概ね三つに地理的に分かれており、特に旧東西門洞にあった地域には高層アパートが多く、洞住民センターがある東仙洞の中心とは日常的な交流がないようである。

筆者は、2016年8月に初めて東仙洞住民センターを訪問し、洞のマウルコーディネーター（契約公務員）のAさん（女性30歳代）やマウル計画団・マウル活力所の中心メンバー（地域住民）で現在は住民自治会の副委員長のBさん（女性50歳代）らと会い、以降2018年3月まで4回のフィールドワークと聞き取り調査を行ってきた。

(2) マウルづくりと地域共同体形成過程

まず、東仙洞におけるマウルづくりの現在の到達点として、地域共同体としての東仙洞住民自治会が2018年1月に発足し、同年7月17日に約250名の地域住民が参加して住民総会が開催された。そこでは、三大住民自治計画が優先事業として選定され、具体的な地域共同体としての住民自治活動をスタートしたのである。

東仙洞住民自治会は、「ソウル特別市城北区住民自治会設置・運営に関するモデル条例」（2017年12月28日制定・資料編参照）に基づいて、2018年1月に発足した。50名¹⁾の住民自治会委員（区議会議員4名、委員長、副委員長2名、幹事1名、総務1、事業監査1、会計監査1・男性20名・女性30名）が任期2年で区長より委嘱され、自治会館部会・福祉部会・1人世帯部

会・安全環境部会に所属し、「地方分権及び地方行政体制の改編に関する特別法」及び条例に基づいて東仙洞の地域共同体形成と住民自治活動を進めている。

以下、東仙洞住民自治会が発足し住民総会が開催されるまでのプロセスをAさん、Bさんからの聞き取り調査をもとに、地域共同体の形成過程として整理していく。

年 月	出 来 事
2015年3月	東仙洞マウル活力所設立 (ソウル特別市のマウル共同体政策。各区に一つのマウル活力所をつくる) *住民からメンバーを公募(Bさんに応募)し、3月からメンバーへの教育があり、メンバーは7月から洞住民センター2、3階の空間をどう活用するかに関わった。
2015年7月	Aさんがマウル活力所を支援する 契約公務員(2年間) として 城北区 に採用され、8月から 東仙洞住民センター に配属された。12月からは、 マウルコーディネーター として勤務。
2015年9月～10月	東仙洞マウル計画団募集 (城北区のマウルづくり政策として城北区マウル社会的経済センターが実施。各洞でマウル計画団をつくり、それぞれ50～60人集まれば洞毎のマウル計画をつくっていく) *住民約70人が応募(マウル活力所メンバーも全員応募)
2015年11月17日 ～12月19日	マウル計画団教育 (全5回・城北区マウル社会的経済センター)
2015年9月～12月	住民3人以上からの マウル計画事業受付
2015年12月～	マウル活力所の活動が本格的に始まる。 *12月から1月に洞住民センター2、3階の空間工事が行われ、 <u>図書コーナー・マウル活動や展示のためのスペース(自称「ビカビカ活力団」)</u> がつけられた。Aさんが、ワークショップ等を実施して新たに募集したメンバーを含む10人程がメンバー。 2、3階の空間の管理・運営とフリーマーケットを開催
2016年1月6日	東仙洞マウル計画団設立式典 (マウル教育3回以上参加44名)環境・都市再生・マウル安全部会、文化教育部会、福祉健康部会の三部会に分かれる。住民3人以上からのマウル計画27件と部会からの提案42件を仕分けして、全体で投票によってマウル計画9件を選ぶ。その後、 マウル新聞等で東仙洞の住民への投票を呼びかけ。
2016年6月17日 ～27日	インターネットや街頭、マウル計画団メンバーが直接訪問したりして マウル計画9件への住民投票(全709票 13歳以上住民4%が投票)
2016年6月28日	マウル総会開催 マウル計画の投票結果報告 1位 デパート裏の喫煙所設置 2位 地下鉄から歩道に風が出る場所改善 3位 通学路に安全のためのCCTVを設置 4位 小さな図書館プロジェクト *マウル計画の予算は3千万ウォン(約300万円)だった。東仙洞にはもともと防犯や福祉などの振興組織が19あり、さらに住民自治委員会があり、予算を執行するためにはこれらの組織と共有していかなければならず、 当初は対立した。しかし、マウル計画団の1人(マウル活力所代表でもあるBさん)が住民自治委員会の委員に入ることによって調整することができた。 予算が必要のない事業は、マウル計画団の活動の中で陳情・要望・実行した。
2017年2月9日	マウル図書館オープン (高層マンション1、2階の空き空間を区が突然図書館として整備) *マウル計画の4番目だった小さな図書館プロジェクト(子ども図書館)の一環として突然区が別の予算で整備したため、マウル計画団のメンバーが図書館運営委員会の中心となって準備し、 急速年度内開館させた。 場所が繁華街(洞住民センター近く)の中心にあり、法律上子どもの遊び場ではなく、大人の図書館・展示場・会議室になってしまった。管理・運営も、住民(図書館運営委員会)がボランティアで行う。

筆者は、2017年3月15日に東仙洞での2度目の聞き取り調査をAさん、Bさん、そしてCさん（マウル計画団及びマウル活力所メンバー。女性30歳代）に行った。

当初、区は「計画団は計画だけで、実行は区がやる」としていたが、途中で区の方方向性が変わって行き、まるで「マウル実行団」になってきたという。マウル図書館の準備や運営（図書館運営委員会）は計画団のメンバーが担うこととなりその時点でメンバーは27人に減り、団長もやめてしまい、部会も文化・教育部会のみ残ったという。

年 月	出 来 事
2017年7月	Aさん区契約公務員（2年間）を更新。継続して東仙洞のマウーコーディネーターとして勤務。

さらに2017年9月1日に、Aさんへの3度目の聞き取り調査を行った。

Aさん—この間、大統領選挙（5月9日）があり、マウル計画団の活動も休止状態だった。その後、発足したムン・ジェイン政権の後押しもあり、ソウル特別市では「ソウル型住民自治会」が制度化されてきた。城北区でも「仮称マウル自治会条例」を作っていく予定であり、東仙洞では2018年1月にマウル計画団と住民自治委員会を解散して、「マウル自治会」を発足させる予定だという。なぜならば、マウル計画団の活動には責任があるが、法的に権限がないからだ。一方、現在の住民自治委員会には、法的根拠があり条例もある。そこで、区はマウル計画団と住民自治委員会を一緒にして、法的根拠を持つ「マウル自治会」をつくろうというのである。メンバーは50人。9月中旬に準備がスタートし、11月には6回の教育プログラムが始まる。「マウル自治会」のメンバーになるためには、それを受講しなければならない。受講できる優先順位は、住民自治委員、マウル計画団、一般住民である。若い人を優先すべきという声もあるが、この原則では50人の中心が現在の住民自治委員になってしまう危惧がある。また、1月からは住民センター3階に「マウル自治会」の事務室が置かれ、区からマウルづくり支援官が派遣される。おそらくマウル社会的経済支援センターが受託する。つまり、マウル活力所はそこに関われなくなるかもしれない。

翌9月2日には、BさんとCさん他4人、マウル活力所・マウル計画団の中心メンバーから3度目の聞き取り調査を行った。最初からマウル活力所に入ったメンバーは15人いたが、現在登録者は10人で実際に活動しているのはこの6人だという。

Bさん—「マウル自治会」ができれば自分が委員となり自らが中心になっていく。他のメンバーとは新たに協同組合をつくって、マウルづくり活動していこうと考えている。

ここではCさん他のメンバーも、Bさんと同様に協同組合に参加してマウルづくり活動に関わっていくと語っていた。実は、Bさんたちがそれまで2年以上マウル活力所やマウル計画団の活動に関わってこられた来られたのは、Aさんのサポートや関わりがあったからで、Aさんとメンバーたちは強い信頼関係で結ばれていることがこのインタビューでよく理解できた。

年 月	出 来 事
2017年9月～11月	ソウル特別市が「ソウル型住民自治会」制度を進め、「ソウル特別市〇〇区住民自治会設置・運営に関する条例標準(案)」が示された。城北区でも住民自治会条例策定への準備が始まった。2つの洞でモデル事業としてスタートする予定で、東仙洞も手をあげた。6回の教育プログラムがスタート。これを受けた人が住民自治会委員に選ばれる。Bさんら6人も受講した。
2017年12月21日	「近所の庭 トゥルアン」開会式 *旧東西門洞にもともと100坪あまりの土地に庭があり、地下、地上2階建物で屋上には庭園が造成されている邸宅を区が住民の公園にしようと3年前から所有していたが、それを区民の共有空間として改築して、子どもから大人、高齢者のすべての世代が利用できる空間とプログラムを用意した。実は、Bさんらが提案したもので、そのまま区の嘱託職員となって、「近所の庭 トゥルアン」の管理・運営を担っている。
2017年12月28日	城北区住民自治会設置・運営に関するモデル条例 制定 *実際には「マウル自治会」ではなく、法律に書かれている「住民自治会」となった。委員は50人以内。任期は2年。幹事が住民自治会の事務を処理し手当支給。
2018年1月1日	東仙洞住民自治会発足 委員50名(男性20名・女性30名。年齢構成30歳代2名、40歳代13名、50歳代11名、60歳代以上24人) *Bさんは副委員長となる。マウル活力所の中心メンバーのCさん他3人も委員となった。他にマウル計画団の団長や文化・教育部会長等主なメンバーも委員となった。

2018年3月15日に、Aさん、Bさん、Cさんに4度目の聞き取り調査を行った。ここで驚いたことは、前回「新たに協同組合をつくってマウルづくり活動をしていこう」と語っていたメンバーはほぼ全員が住民自治会の委員になっていたことであり、突然「近所の庭 トゥルアン」という施設(共有空間)が誕生していて、メンバーたちが担い手として働いていることだった。実は、Bさんたちは前年の7.8月頃にこの空間活用について区から求められて提案していたが、前回筆者が訪問した時には特に動きもなく、住民自治会ができて全員は委員にならず、協同組合をつくって自由にマウルづくり活動を続けようと考えていたのだった。しかし、10月に区の別のセクションから「予算が付いたので提案を採用したい」との話を受け、住民自治会のこととは別に関わってきたという。

したがって、住民自治会発足後は、住民センター2、3階の管理・運営は住民自治会の委員がボランティア(幹事のみ手当支給)で行ない、マウル図書館は区の所管が児童青少年行政に変更となり、直接雇用の職員が配置になった。そして、Bさんらは給料を貰って「近所の庭 トゥルアン」の管理・運営を行っている。その他の住民自治会としての活動は、6月13日に地方総選挙があるため、今は課題発掘の会議だけで何も活動はできない、という。

年 月	出 来 事
2018年7月17日	東仙洞住民自治会住民総会 開催 1, 不法駐車場、開かれた駐車スペースの提案 2, マウルの子どもの遊び場 遊びのオリンピック 3, 住民が飾るトンネ芸術舞台 を、住民自治計画優先事業に選定

住民総会について城北区のマウル新聞²⁾には「この日の総会式典行事は『民主主義への道—東

仙住民自治パレード』として、午後5時30分から東仙住民センターから城北区庁・風の庭まで『良心の傘』という名前の傘を持ってパレードし住民総会をPRした。誠信小学校合唱団の生徒の合唱で始まった住民総会は、各分科会別に発掘した議題について住民がよく理解して支持することができるように、シナリオから俳優・演出・撮影まで、全員が参加して一つの映画を作って発表したり、暑い天気にもかかわらず、演劇で議題を発表したり、芸術マウルらしい面貌を発揮し、差別化された住民総会の様子を示した。賛否投票は信号を連想させる緑色の賛成、黄色の保留、赤色の反対を利用して行われた。住民が改詞した‘東仙洞愛の歌’を歌う姿は住民たちの東仙洞に対する愛情がどの位深いのかを見せてくれる一つの断面だった。」と記されている。

住民自治会の副委員長となったBさんは、このマウル新聞の中で「事前行事であったパレードが一番印象に残った。虹色の傘は多様な住民意見を表示していて、パレードの後は良心の傘として再使用することに大きい意味を置いた。そして、パレードを通じて住民総会が開かれることを多くの住民たちに知らせることができ、やりがいを感じた」とコメントしている。

このように、東仙洞では「城北区住民自治会設置・運営に関するモデル条例」に基づき、法的根拠を持ったマウルづくりの計画・実行を担う住民自治会が2018年1月につくられ、7月17日には住民総会が開催され、新たな「東仙マウル共同体」づくりがスタートしたのである。

同条例第5条にある住民自治会が担う業務は、実質的にはこの3年あまりマウル計画団とマウル活力所が担ってきたことであり、住民自治会の委員にBさん、Cさんをはじめその中心人物が継続して関わり、Aさんがマウルコーディネーターとしてサポートする中で、新しい住民を巻き込みながら進められている。

聞き取り調査を通じて、中心的に担ってきたメンバーからは区行政に振り回されてきたことへの批判も多く聞かれたが、地域住民として自分たちが担って行かなければならないという責任感も強く感じられた。

5. 大邱広域市寿城区のマウルづくり政策

大邱広域市には、7区1郡の基礎自治体があり、寿城（スソン）区は大邱広域市の中央部東側に位置する地域にあり、人口は、436,405人165,102世帯（2018.3.31現在）、面積76.46km²である。その中に23の行政洞がある。

寿城区では、2010年度に国の都市再生法が出来て、同年に区の都市再生事業の計画が出来た。イ・ジヌン区長が、2010年7月に就任して「ハッピータウンプロジェクト」が2010年7月から計画されたが、具体的な事業は2012年からスタートした。すでに第1次は2014年12月で終了しており、第2次が2015年1月から「寿城名品単独住宅地造成事業」として行われている（2018年12月まで）。

「ハッピータウンプロジェクト」の事業地区は、晩村1、2洞、泛魚2洞、上洞の一部地域であり、これらの4地区が選ばれたのは、高層ビルやアパートが多い寿城区の中でこれらが低層単独住宅密集地域であり、駐車場もなく公共空間も少なく人口減少地域だったからである。

また「寿城名品単独住宅地造成事業」では、2016年度から4か年継続事業として「トゥラン路ブロード幸セマウル造成事業」を計画しており、上洞と斗山洞の中通りに車幅を縮小して、内路幅の調整したブロードを構築（幅10m長さ600m）する予定であり、トゥラン路の商圈活性化及び地域の名所化を推進している。

このように寿城区では、都市再生事業の一環としてマウル共同体づくりに取り組んでおり、ハード面の整備だけでなくソフト事業もセットで継続して実施している。

このようなソフト事業を支援するため、区では2013年12月30日に「寿城区共に幸せな都市再生支援センターの設置・運営および支援条例」³⁾を制定し、同条例に基づき2014年10月28日寿城区共に幸せな都市再生支援センターが設置され、社団法人知識プラス教育研究所が委託運営している。

センターでは、主に住民の共同体づくりににおける住民力量強化を行っており、センターの設置目的は「既存ハッピータウンの持続的発展と今後の都市再生事業地域の体系的で成功的な推進のための地域ガバナンスの構築」とされている。センターの主要任務として、①都市再生活性化地域住民の意見取りまとめおよび調整②住民参加および地域共同体活性化支援、力量強化プログラム運営③都市再生と関連した分析・評価・研究・報告④マウル／社会的企業育成および協同組合設立支援が上げられている。

区庁の行政部局は、都市局都市デザイン課都市再生チームが担当している。

イ・ジヌン区長は、任期を残して2018年2月に区長を退任しており、6月の民選7期区長選挙には副区長だったキム・デグォン氏が立候補して当選している。キム区長も、保守政党・自由韓国党の出身である。

6. 上洞におけるマウルづくりと「上洞咸章（ハムジャン）マウル」

（1）上洞の現況

上洞（サンドン）は、人口17,529人7,706世帯（2018年3月31日）面積1.33km²の行政洞（統25班158）で（洞エリアに小学校1校、中学校1校）、寿城区による「ハッピータウンプロジェクト」の対象地域となった洞の一つである。さらに第2次の「寿城名品単独住宅地造成事業」の一つである「トゥラン路プロムナード幸せマウル造成事業」も、上洞と斗山洞の中通りで行われている。

上洞の地域は、観光地にもなっている寿城池に接しており、古くから人々が暮らしていた「大邱で一番快適な住居地」と言われている地域であるが、一部に低層住宅密集地もあり、高齢化も進み近年は人口減少と移動が顕著である。

筆者は、2016年8月に初めて上洞行政福祉センターを訪問し、D洞長（寿城区公務員・男性50歳代）及び住民自治委員会や「上洞咸章（ハムジャン）マウル」の中心メンバー（地域住民）のE村長（男性60歳代）らと会い、以降2018年3月まで4回のフィールドワークと聞き取り調査を行ってきた。

（2）マウルづくりと地域共同体形成過程

まず、上洞におけるマウルづくりの現在の到達点として、地域共同体としての「上洞咸章マウル」がスタートしたことがあげられる。その前に上洞マウル計画団による5回の会議開催（地域課題を討議し事業を発掘して提出）を経て、2017年8月10に上洞マウル住民総会が開催（地域住民50名参加）され、マウルの名称を「上洞咸章マウル」としてEさんを村長に選出したのだ。そして投票で、「マウル祭」を開催（2017年12月20日）することを決定し、民間ホール「響き」を活動拠点として、1階事務室を事務局として2年間（2017年度から）借用して活動を始

めたのである。

以下、「上洞咸章マウル」が住民総会でスタートし、「マウル祭」が開催されるまでのプロセスをD 洞長、E 村長などからの聞き取り調査をもとに、地域共同体の形成過程として整理していく。

年 月	出 来 事
2013 年 3 月～現在	「ハッピータウンプロジェクト」の具体的な事業が上洞（低層住宅密集地）でも始まる。 ・地域住民参与活性化及び力量強化プログラム事業（2013 年 4 月～現在も継続中） ・コミュニティセンター（住宅賃貸）造成事業（2016 年 1 月～現在も継続中） ・壁画デザイン造成事業（2014 年 9 月～2015 年 2 月）
2014 年 11 月	寿城区共に幸せな都市再生支援センターによる支援が上洞で始まる
2015 年 8 月	上洞ゆらゆら住民協議体 事業スタート（「上洞ハンドゥル」の活動へ）
2016 年 3 月	D 洞長が上洞住民センターに着任。 ＊マウル共同体づくりの支援を始める
2016 年 3 月～	「トゥラン路プロムナード幸せマウル造成事業」が始まる。
2016 年 6 月～11 月	大邱広域市マウル共同体づくり支援センター「大邱型幸福なマウル共同体づくり支援事業」に公募し、「上洞ハンドゥル」と「上洞の文化遺産を愛する人々」が採択される。 ＊「上洞ハンドゥル」は、コミュニティセンターの名称。漢方シャンプーづくりと販売を行っている。 ＊「上洞の文化遺産を愛する人々」では、公正旅行家養成講座を開催し 16 人が修了
2016 年 11 月～12 月	第 1 期住民参加マウル学校（都市再生支援センター）
2016 年 12 月	住民自治委員会で、D 洞長から将来「上洞咸章マウル」という名前を登録して「村長」を選びたいこと、村長は E さんに依頼したい等の提案がなされ承認した。
2017 年 1 月～12 月	私たちのマウル教育分かち合い事業（区内 7 つの洞の推進委員会に参加）

2017 年 2 月 21 日、D 洞長への 2 度目の聞き取り調査を行った。

D 洞長—マウルづくりを支援したいと思って、自ら望んで洞長になった。上洞では以前も住民の自主的活動はあったが組織されていなかった。自分たちの地域の価値を再確認するために、住民の自主活動を組織する必要がある、と考えて取り組み始めた。「同人咸章」という言葉が上洞住民センターの目標であり、これを将来マウルの名前にしたいと思っている。その意味は、住民みんなで意思を共にして生命の光を出すこと。それは、大邱で有名な書家を書いてくれて、上洞行政福祉センター事務室に飾ってある。昔はマウルには村長がいた。将来「上洞咸章マウル」という名前を登録して、村長を選ぼうと思っている。行政洞の洞長は公務員だが、マウルの村長が選ばれたら、マウル共同体づくりは村長にまかせたい。今は住民自治委員会があるが、条例上洞の住民でない人も委員になっている。制度との葛藤もあるが、住民主体のマウルづくりには、マウルの村長が必要だ。

年 月	出 来 事
2017 年 4 月～6 月	第 2 期 住民参加マウル学校（都市再生支援センター）
2017 年 5 月～6 月	文化・美術工作所（都市再生支援センター）
2017 年 7 月～8 月	上洞マウル計画団による 5 回の会議開催（地域課題を討議し事業を発掘して提出）

年 月	出 来 事
2017年8月10日	上洞マウル住民総会開催（地域住民50名参加）投票で「マウル祭」が選定 *マウルの名称を「上洞成章（ハムジャン）マウル」として、Eさんを村長に選出した。 大邱広域市へ次年度事業予算2500万ウォン（約250万円）のモデル事業申請

2017年8月30日、D洞長とE村長に3度目の聞き取り調査を行った。

E村長—これまでは、上洞では個別の行政施策に対応してマウルの活動が行われてきたが、「成章マウル」はそれを統合する上位概念だ。今は、住民自身が自分たちのことは自分たちでやらなければならない。ソウルがやっていることを見てそう思った。

D洞長—この地域なら住民自治がうまく行くと思う。自分がいなくなっても、E村長が中心になってやっていける。

2017年8月31日には、「上洞ハンドゥル」のリーダーFさんと、寿城区都市再生支援センターのGセンター長に聞き取り調査を行った。

Fさん—上洞は広いので、「ハッピータウンプロジェクト」はここだが、今は「成章マウル」は別の側だと思っている。将来的には、上洞全体のマウルづくりも考えて行きたいが。

Gセンター長—「ハッピータウンプロジェクト」はD洞長が着任する前からやっている。上洞は大きく2つの地域に分かれている。アパートには若い人が多く、子どもを中心にした活動がある。こちらの地域（「上洞ハンドゥル」のある場所）には高齢者が多い。マウルのとらえ方も時間が経てば変わると思うが、今はまだと思う。

年 月	出 来 事
2017年12月20日	第1回成章マウル祭開催（民間ホール「響き」を会場に地域住民のバンド演奏等） *2018年度の「上洞成章マウル」事業計画 ・スタンプツアー・歴史紀行・上洞銀杏の後継木養苗（公募事業）・第2回マウル祭・マウル地図づくり・音楽バンド育成・ゴミ良心植木鉢・地域住民のための定期音楽会公募事業参加

2018年3月16日、D洞長に4度目の聞き取り調査を行った。

D洞長—6月13日に地方選挙があり、それが終われば7月には自分も異動するだろう。誰が区長になっても、誰が洞長になっても、上洞は「上洞成章マウル」としてマウルづくりをしている。上洞には地域的歴史的な特徴があり、行政がつくった名前の上洞ではなく、自分たちで地域の名前をつくっていくべきだと考えて名付けた。そして、村長もつくってきた。今はまず「上洞成章マウル」というブランド化を図り、①安全な食べ物を調べて手に入れること。②共同育児。③マウルについて討論したり勉強したりする空間づくり。④マウルラジオ放送へのチャレンジ。の4つを進めて行きたい。第1回マウル祭をやってみて、住民同士のコミュニケーションが育ってきていると感じた。

2018年3月17日、大邱広域市マウル共同体支援センターのHセンター長から聞き取り調査を行った。

Hセンター長—大邱でも、ソウルを参考に市内20箇所地域会議（市の住民参与予算による）を公募開催した。上洞はやりたいと応募した洞の一つであり、採択されてセンターから会議

に職員を派遣して上洞マウル計画団の会議が行われた。2017年8月10日には、上洞マウル住民総会が行われた。「上洞成章マウル」のように他にも独自の名前をつけてマウルづくりをやっているところもある。しかし、洞長がここまで関わっているところはない。マウルづくりは住民だけでは限界があり、市のセンター、区のセンター、そして洞住民センターの支援と住民の自発性が重要であり、一番身近な洞住民センターが関わってほしいと思っているが、関わっていないところが多い。洞長には退職直前の5級公務員（課長職）が2年任期で来ることが多く、大邱では上洞のような洞長の積極的なかわりは珍しい。

このように、上洞では法的根拠はないがマウル住民総会を開催（地域住民50名参加）して、マウルづくりの計画・実行を担う「上洞成章マウル」がつくられ、新たな「上洞マウル共同体」づくりがスタートした。

住民自治委員会が承認しているとはいえ、「上洞成章マウル」が担う業務は、実質的にはこの2年あまりD洞長と都市再生支援センターが担ってきたことであり、今後D洞長が異動した後、E村長や住民総会に参加した50名の住民がそれを担っていけるかが課題である。ただ、E村長や住民自治委員会のメンバーは楽しんで活動に参加しており、民間ホール「響き」（女性経営者は「上洞成章マウル」のメンバー）が活動拠点と事務局を担っている（区から1億ウォンのコミュニティセンター借用予算を貰い2年契約）こともあり、地域住民中心の活動への発展を期待したい。

7、2つの地域共同体形成過程の比較と考察

（1）地域共同体の形成過程の比較

2つの地域共同体の形成過程について以下の4つの視点で比較していく。

- ①担い手としての地域住民の階層
- ②区公務員（洞役所）及び区の支援センターの関わり方
- ③拠点となる施設
- ④区の政策

①担い手としての地域住民の階層

東仙洞でのマウルづくりの担い手は、女性を中心である。住民自治会の副委員長となり、当初よりマウル活力所やマウル計画団でもリーダーとして活躍しているBさんは、現在は子育てをほぼ終えた50歳代であるが、Cさんをはじめ他の中心メンバーの多くが30歳代から40歳代の特に子育て中や子育てを一段落した主婦層が多く担い手として活動している。また、東仙洞は「芸術マウル」とも呼ばれ、小さな劇場や劇団もあり、その中には障害者の劇団もあり、私立女子大もあってまさに「多様な」人々が暮らす地域である。それらを結び付けようと中心的に担っているのが、まさに主婦層の女性たちなのである。

上洞での担い手の中心は、中高齢の男性であった。特に退職者や自営業の50歳代から70歳代が多く、女性も主婦層というよりも自営業者や中高齢者が中心といえる。もちろんマウル住民総会に参加した中には若者や若い主婦層もおり、マウル祭の開催は、そのような多様な人々の参加を促し、交流を進める上で重要である。一方、同じ上洞のエリアでも、「ハッピータウンプロジェクト」の対象地域であった低層住宅密集地域にある「上洞ハンドゥル」での漢方シャンプー

づくりと販売は、高齢女性が担い手の中心である。これらの高齢女性たちは、必要性は感じながら「上洞成章マウル」に参加していない現状がある。

②区公務員（洞役所）及び区の支援センター職員（中間支援組織）の関わり方

東仙洞では、区の契約公務員である A さんが、東仙洞住民センターに勤務しマウルコーディネーターとして、当初はマウル活力所の活動やマウル計画団の活動を支え、現在は住民自治会の活動を支えている。B さんら担い手の中心メンバーたちは、A さんとの強い信頼関係を築いて来ており、A さん自身も「マウルコーディネーターとしての契約が終了しても、B さんたちの協同組合のメンバーとなり、東仙洞のマウルづくりに関わり続けたい」（2017 年 9 月 1 日の 3 度目の聞き取り調査）と語っている。一方、区の社会的経済支援センター職員の関わり方は、マウル活力所やマウル計画団、そして住民自治会に対する教育プログラムの実施等、間接的な支援が中心となっている。

上洞では、区の上級公務員である上洞行政福祉センターの D 洞長が、大邱広域市マウル共同体支援センターの公募事業や区の事業から予算を持って来ながら、積極的にマウルづくりを支援し、住民自治委員会のメンバーを巻き込みながら、「上洞成章マウル」を成立させ、住民中心の活動へ展開できるように支援している。大邱広域市マウル共同体支援センターの H センター長が語るように、「洞長がここまで関わっているところはない。（中略）大邱では上洞のような洞長の積極的なかわりは珍しい」のが現状である。一方、区の都市再生支援センター職員の関わり方は、名称どおり「都市再生」の一環としてマウルづくりへの支援を行っており、上洞では低層住密集宅地域にある「上洞ハンドゥル」への支援が中心になっている。

③拠点となる施設

東仙洞での地域共同体形成の活動拠点となる施設は、洞住民センターの 2、3 階のスペースであり、マウル図書館（東仙洞の中心地域にある）、そして「近所の庭 トゥルアン」（大通りを挟んで旧・東西門洞側）である。うち洞住民センターには 1 階洞事務所に A さんが勤務しており、3 階には住民自治会の事務室が置かれ、委員の 1 人が幹事として給料を貰って事務を処理している（条例第 15 条）。当初、区からマウルづくり支援官が事務室に派遣される予定だったが、2018 年 3 月の聞き取り調査時にはまだ派遣されていなかった。マウル図書館は、当初は B さん、C さんらが参加する図書館運営委員会がボランティアで管理・運営していたが、現在は区の児童青少年行政の所管となり、住民自治会とは協業という形になり、地域住民の主婦が職員として 2 人区から直接雇用されるようになった。「近所の庭 トゥルアン」は、現在 B さん、C さんらが区から雇用され、管理・運営している。マウルコーディネーターとして A さんは、これらの場所を住民の交流の場所にしていきたい、特に主婦たちのサークルをつくっていきたい、と考え取り組んでいる。B さんも、「近所の庭 トゥルアン」で講座だけでなく、まずは集まっておしゃべりができる「おしゃべりサークル」をつくっていきたい、と考え取り組んでいる。

上洞での地域共同体形成の活動拠点となる施設は、民間ホール「響き」であり、コミュニティセンター「上洞ハンドゥル」である。洞行政福祉センターは、東仙洞の洞住民センター等と違い行政機能や福祉機能が強く、住民自治活動の拠点となる場所も少ない。もちろん、住民自治センターの役割は持っており、2 階の 1 部屋で住民自治委員会が運営するプログラムはあるが、1 週間に 7 つのプログラムしか行われていない。

「上洞成章マウル」の事務局が置かれた民間ホール「響き」には、地下にコンサートもできるホールがあり、現在は区からの予算もあり「上洞成章マウル」のコミュニティセンターとしての

機能も担っている。ここには「響き」の女性経営者や社員が常駐しており、事務局の仕事を担っている。コミュニティセンター「上洞ハンドゥル」は、民間の平屋建一軒家を区がコミュニティセンターとして借り上げた施設である。したがって、常駐している人はなく、主に「上洞ハンドゥル」(漢方シャンプーづくりと販売)の活動のために使用されている。

④区の政策

東仙洞のある城北区は、ソウル特別市が進める「マウル共同体づくり」政策の先駆者であり、区長のリーダーシップによりマウル民主主義を進める政策が積極的に進められてきた。東仙洞における住民自治会の創設も、「ソウル型住民自治会」の一つとして、城北区のモデル条例によって実験的に実施されている取り組みである(東仙洞と鐘岩洞のみ)。

上洞のある寿城区は、大邱広域市と同じ保守系の区長が続いており、大邱広域市が市長及び市の政策としてではなく、市民活動の盛り上がりの中でマウル共同体づくりが進められてきた経過があるのに対して、区長による「都市再生」政策の一環としてマウルづくりのソフト事業も位置付けられてきた⁴⁾。そして、上洞での「上洞咸章マウル」の発足は、区の政策との関係ではなく、1人の洞長のマウルづくりへの思いによって進められてきたといえる。

(2) 地域共同体形成の課題

これらを踏まえて、大都市基礎自治体における地域共同体形成の課題を考察したい。

まず東仙洞では、区による住民自治会という制度整備とマウル民主主義という政策が先行して進んで来ており、担い手たちは制度や政策に放浪されているという印象を受ける。特に子育て中や子育てを一段落した主婦層にとって、子ども図書館活動や居場所づくり活動は重要なマウルづくりの課題であり、そのような活動への積極的な参加要求は強いが、それ以外の活動も自分たちで担わなければならないという負担感は大い。したがって、今後はもう少し多様な担い手が育って行かなければ、現在の活動すら維持できなくなってしまうかもしれないと感じる。

一方上洞では、制度や区の政策ではなく洞長の個人的思いが先行しているように見える。もちろん、それに共鳴して一緒に行動している住民も多いが、住民自身の中に真の担い手がまだ充分育っていない印象を受ける。特に「上洞咸章マウル」の担い手と低層住宅密集地域の担い手との間には、マウルの捉え方やマウルづくりに対する違いも見られる。したがって、今後は多様な担い手を育てていくことが特に重要であり、担い手同士の関係としては、上洞を一つのマウルとして捉え共通の地域共同体をつくっていこうという意識が育っていくことが重要と考える。

日本の大都市のまちづくりでは、①網羅的な組織をつくってから活動を始める方法②さまざまな活動をつくり活発化させた上でネットワーク組織をつくっていく方法、の二つの方法がよくあげられる。しかし、いずれにしてもまちづくりを進めていくためには、活動の拠点となる施設や人々や活動をつなぐ役割が不可欠である。

東仙洞も上洞も、まさにその両方が存在したからこそ、ここまで短期間でマウルづくりが発展してきたといえる。しかし、今後支援する担い手の中心であるマウルコーディネーターや洞長が交代した時、その役割を補完し継続させていくことはたして可能であろうか。

したがって、今後の韓国における大都市基礎自治体での地域共同体形成にとって2つの事例に共通の課題は、「マウルの拠点となる施設に、マウルづくりを支援することを仕事とする力量のある人間が、継続して存在しつづけられるかどうか」だと考える。

その際、韓国ではこれまでマウルづくりを支援する中間支援組織=マウル共同体づくり支援セ

ンター等の重要性が指摘されてきた。もちろん、そのことは重要であるが、2つの事例とその比較からは、拠点施設としての洞住民センターの在り方、そして公務員としての洞住民センター職員の力量や関わり方の重要性が、韓国・大都市基礎自治体の「マウルづくり」の課題として見えてきたと考える。

8. おわりに

科研費研究「韓国における地方政府による『まちづくり』政策と地域共同体の形成過程」は、1年延長して本年度も継続して終了する。

韓国では、2018年6月13日に第7回統一地方総選挙が行われ、城北区も寿城区も新しい区長が誕生している。両区とも前職の後継者ではあるが、新たなマウルづくり政策への転換の可能性も考えられる。また、本論文で大都市基礎自治体における地域共同体形成の課題として「公務員としての洞住民センター職員の力量や関わり方」を提起したが、このことは筆者の新たな研究課題であると考えている。

それぞれのフィールドでは担い手の皆さんともとても友好的な関係が築かれており、今後も継続的にフィールドワークを続けていきたい。

注

- 1) 当初50名の委員で発足したが、現在(2018年10月)は46名となっている。
- 2) 城北区社会的経済支援センターのホームページに掲載されている「マウル記者によるマウル新聞『城北マウル一緒に暮らす話』」(2018年7月27日付)の記事「東仙住民総会—三大住民自治計画優先制定」を参照。
<https://sbnet.or.kr/22041/>
- 3) 拙稿「韓国における地方政府によるマウルづくり政策とその比較」(北海学園大学経済学会『経済論集』第64巻第3号, 2017年)の資料編に同条例の全文を掲載している。
- 4) 詳しくは、前掲拙稿 p44~p45 を参照。

資料編

ソウル特別市〇〇区住民自治会設置・運営に関する条例標準（案）

第1章 総則

第1条（目的）この条例は「地方分権および地方行政体制改編に関する特別法」第27条、第29条により草の根自治活性化と民主的参加意識高揚のために洞に置く住民自治会の設置・運営に関する事項を規定することを目的とする。

第2条（定義）この条例で使う用語の意味は次の各号と同じ。

1. “住民自治会” というのは第1条の目的達成のために洞に設置されて住民を代表して住民自治と民官協力に関する事項を遂行する組織をいう。
2. “住民自治会委員”（以下“委員”という）というのは該当洞の住民を代表する住民自治会の構成員をいう。
3. “住民総会” というのは住民自治会活動を議論して決めるために該当洞住民なら誰でも参加できる会議をいう。
4. “自治計画” というのは洞住民自治および民官協力に関する事項を定めるため樹立する総合計画をいう。

第2章 住民自治会の設置

第3条（設置）①区庁長は管轄地域の洞に住民自治会を設置できる。

②区庁長が住民自治会設置の有無を決める時には該当洞住民の意見を取りまとめなければならない。

③住民自治会の名称は“〇〇洞住民自治会”という。

第4条（機能）住民自治会は「地方分権および地方行政体制改編に関する特別法」（以下“法”という）第28条、「ソウル特別市〇〇区住民参加予算条例」第〇〇条などにより次の各号の業務を遂行する。

1. 住民たちの日常生活と密接な地域問題を解決するために自治計画などをたててこれを自主的に履行する業務
2. 住民たち自ら処理すること困難な地域問題を解決するために区庁に改善を建議しその改善のために区庁と協議する業務
3. 自治会館の運営など住民の権利制限または、義務賦課と直接関連しない洞行政事務の受託業務
4. 住民自治会の自律的な組織と運営のための業務
5. その他に住民の自治素養強化のための教育運営などの上各号に準ずることで自治活性化と民官協力強化のために必要な業務

第5条（定員）住民自治会の委員定員は50人以内にする。

第3章 住民自治会の委員

第6条（委員選定委員会）①委員の選定手続き遂行及び管理業務のために自治区に委員選定委員会を置くことができる。

②委員選定委員会委員は7人以内とし、次の各号により区庁職員を委嘱する。ただし委員選定委員会を初めて構成する時には第2号の委員は既存住民自治委員会が推薦する人とする。

1. 区庁長推薦公務員2人以内
2. 住民自治会推薦民間人2人以内

3. 管内主な機関および団体推薦者 3 人以内

③委員選定委員会を構成する時「両性平等基本法」第 21 条第 2 項本文により特定性別が委員数の 10 分の 6 を超過しないようにしなければならない。ただし同項により該当分野特定性別の専門担当者不足などやむをえない理由があると認められて両性平等実務委員会議の議決を経た場合にはそうでない。

④委員選定委員会に委員長 1 人と副委員長 1 人を置き、委員のうちでそれぞれ互選する。

⑤委員選定委員会は委員委嘱が完了する時まで存続する。

第 7 条（委員の資格）①委員は次の各号の人の中から住民自治会が住民の自治素養強化のために運営する教育（以下“住民自治学校”という）を 6 時間以上履修した人でなければならない。

1. 該当洞に住民登録になっている人
2. 該当洞に住所を置いている事業場に従事する人
3. 該当洞に所在した各級学校、機関、団体に属した人

②次の各号の人は委員に選ばれることはできない。

1. 国会または地方議会議員に在職中である人
2. 該当自治区公務員で在職中である人
3. 委員選定委員会委員に委嘱中である人
4. 他の住民自治会の委員に委嘱中である人

5. 法違反または職務を怠慢にして住民自治会委員に委嘱解除された人で委嘱解除された日から 2 年が過ぎない人

第 8 条（委員の委嘱）①区庁長は委員選定委員会が公開抽選の方法で選定した人を委員として委嘱する。

②委員選定委員会は次の各号により委員になる人を公開抽選して、各戸別で 5 人以下の予備者の順位を定めて公開抽選する。

1. 定員の 100 分の 60 は公開募集に申し込んだ人とする。

2. 定員の 100 分の 40 は該当洞所在主な機関および団体、その他に洞長が必要と認めた住民組織などが推薦した人とする。

③住民自治会を構成する時 40 代以下が 100 分の 15 以上になるようにし、「両性平等基本法」第 21 条第 2 項本文により特定性別が委員数の 10 分の 6 を超過しないようにしなければならない。ただし同項により該当分野特定性別の専門担当者不足などやむをえない理由があると認められ両性平等実務委員会の議決を経た場合にはそうでない。

④委員選定委員会は第 2 項により抽選した日から 10 日以内に抽選された人の名簿を区庁長に提出しなければならない。

⑤区庁長は第 3 項の名簿受付後 20 日以内に委員を委嘱しなければならない。

⑥区庁長は委員の欠員が発生した場合、予備者があればその順序で、予備者がなければ第 2 項に準じて公開抽選の方法で委員を委嘱しなければならない。ただし、前任者の残った任期が 6 ヶ月未満である時は委嘱しない。

⑦区庁長は委嘱された委員の主な人的事項をその委嘱した日から 1 か月以内に公告などの方法で公開しなければならない。

⑧その他に委員委嘱および住民自治会構成などに必要な細部的な事項は区庁長が決める。

第 9 条（委員の任期）委員の任期は 2 年とし、1 回だけ再任することができる。ただし、欠員を満たすために委嘱された委員の任期は前任者の残った期間とする。

第 10 条（委員の待遇）委員と分科委員は無報酬名誉職とする。ただし、必要な場合には予算の範囲内で実費および手当てを支給できる。

第11条（委員の義務）①委員は住民自治会会議および活動に月1回以上参加して、第〇〇条にともなう分科委員会に1ヶ所以上参加して、その他に住民自治会運営に関連した各種教育に積極的に参加しなければならない。

②委員は法第29条第2項により職務を遂行する時には政治的中立義務を持って「公職選挙法」第60条第1項第7号により選挙運動をできない。

第12条（委員の委嘱解除）①区庁長は委員に次各号の中一つの事由が生じた場合その委員を委嘱解除しなければならない。この場合委員は次の各号の理由が発生した日委嘱解除されたと見る。

1. 委員が第8条第1項の資格をそろえられない場合
2. 委員が二以上の住民自治会委員に選ばれた場合
3. 委員がその職務を遂行する過程で政治的中立を違反した場合

②区庁長は委員に次の各号の中一つの理由ができた場合、住民自治会の議決を経てその委員を委嘱解除することができる。

1. 委員がその職務を遂行する過程で権限を乱用した場合
2. 職務怠慢または、住民のための奉仕者としての品位を維持することが出来なかったなどの理由で委員に適していないと認められる場合

③委員に第2項の理由が発生した場合、在籍委員3分の1以上または、洞住民50人以上の連署で住民自治会に該当委員の委嘱解除を發議することができるし、住民自治会は在籍委員3分の2以上の賛成で議決して区庁長にその委員の委嘱解除を要求することができる。

第4章 住民自治会の運営

第13条（運営原則）①住民自治会は住民の参加を保障し地域共同体の形成を促進して住民が自ら地域を立てて行くように自治活動を振興しなければならない。

②住民自治会は各洞毎独立して自律的に運営されなければならない。

③住民自治会は政治的な目的で活用されてはならない。

第14条（住民自治会の長）①住民自治会は会長（以下‘自治会長’という）1人と副会長（以下‘自治副会長’という）1人を置いて、委員の中から互選する。

②自治会長は住民自治会を代表して住民自治会の業務を総括する。

③自治会長と自治副会長の任期は2年とし、一度だけ再任することができる。

④自治副会長は自治会長がやむをえない理由で職務を遂行することはできない場合にその職務を代行して自治会長空席時残った任期の間自治会長職を遂行する。

第15条（監査）①住民自治会はその会計と事業執行を監査するために監査〇名を置き、その中には外部監査が1人以上含まなければならない。

②住民自治会は監査結果を区庁長に提出して外部に公開しなければならない。

第16条（幹事）①自治会長は委員のうちで幹事1人を指名して住民自治会の事務を処理するようにすることができる。

②自治会長は必要な場合、ボランティアメンバーを置いて幹事を補助するようにすることができる。

③自治会長は幹事とボランティアメンバーに業務量と勤務時間を考慮して実費および手当を支給できる。

第17条（分科委員会）①住民自治会活動を強化して住民の参加をさっと対するために分科委員会を置くことが

できる。

②分科委員会は住民自治会委員と参加を希望する洞住民で構成する。

③分科委員長は第 2 項により構成された分科委員のうちで互選する。2 人以上競争の時無記名投票によって在籍分科委員過半数出席に多数得票者を選出する。

④分科委員長は該当分科委員会の各種活動，事業計画樹立，結束力強化など運営全般を総括する。

⑤その他の分科委員会運営に関する細部的な事項は住民自治会で決めた運営細則に従う。

第 18 条（会議）①住民自治会の会議は定期会議と臨時会議とし，定期会議は月 1 回開催して，臨時会議は洞長または委員 3 名の 1 以上が要求したり自治会長が必要だと認める時開催する。

②自治会長は会議開催である 7 日前まで委員たちと洞長に会議開催を通知しなければならない。

③住民自治会の会議は在籍委員過半数出席で開会し出席委員の過半数賛成で議決する。

④洞長は住民自治会会議に出席して発言することができ，住民自治会は洞長に洞の関係公務員を会議に出席するようにすることを要請することができる。

⑤分科委員会の会議は月 1 回以上開催する。

⑥その他の会議開催など住民自治会の運営に必要な細部的な事項は定期会議議決を経て自治会長が運営細則に決める。

第 19 条（住民総会）①住民総会は次の各号の事項を決める。

1. 住民自治会活動評価

2. 洞行政事務評価および意見提示

3. 自治計画の決定

4. 洞に配分された住民参加予算事業の選定

5. その他地域懸案，住民自治，民官協力などに関する事項の報告と決定

②住民総会は年 1 回開催し，定足数など住民総会運営に必要な事項は規則で決める。

③住民自治会は住民参加と熟考を促進するために住民総会開催日から 1 ヶ月前から総会案件の広報，住民説明会，意見収斂などを進行しなければならない。

④住民自治会は幅広い意見取りまとめを通じて住民合意を形成するために住民総会案件に関する事前投票を進行することができる。

⑤区庁長および洞長は住民総会に出席して発言することができ，住民自治会は議決で自治区及び洞関係公務員に住民総会に出席することを要求することができる。

第 5 章 自治計画

第 20 条（自治計画の樹立および決定）①住民自治会は洞住民の意見と要求を取りまとめて自治計画を樹立しなければならない。

②区庁長は自治計画が円滑に履行されるように積極的に協力・支援しなければならない。

③自治計画は住民自治会定期会議議決で立案され，住民総会出席の過半数の賛成で決める。

④住民自治会は自治計画を決めた日から 2 ヶ月以内に自治計画を区庁長に提出して，区庁長はこれを提出させた日から 1 ヶ月以内に検討および反映の有無を住民自治会に公式に伝達しなければならない。

⑤自治計画は次の住民総会で新しい自治計画を樹立する時まで効力を持つ。

第 21 条（自治計画の構成）自治計画は次の各号の細部計画で構成する。

1. 住民自治会運営計画

2. 洞政評価と意見を含んだ洞行政事務協議計画

3. 洞行政事務受託および推進計画
4. 自治会観運営計画
5. 分科別事業計画
6. 洞住民参加予算事業計画
7. その他の住民自治およびマウル共同体活性化のための計画

第6章 地方自治体との関係

第22条（地方自治体の支援）①区庁長は住民自治会構成員の意欲鼓吹、力量強化などのために教育など必要な施策を樹立・施行しなければならない。

②該当洞住民自治会は区庁長に第1項にともなう施策樹立に対して意見を提出することができる。

③区庁長は住民自治会が第4条の機能を遂行するために必要な人材支援および空間支援その他行政的・財政的支援ができる。

第23条（関係機関などとの協力）①住民自治会は第4条の機能を遂行するために関係公務員や専門家および関連機関・団体などに資料又は意見提出などを要請することができる。

②区庁長は住民自治会の要請を最大限尊重しなければならないが、これと異にする場合所属公務員に対して住民自治会にその事由を説明するようにする。

第7章 補則

第24条（監督）①区庁長は住民自治会に委託した業務と財政支援などに関する事項を報告するようにでき、関係公務員にとってその業務に関して調査をするようにしたり帳簿およびその他の書類を検査するようにすることができる。

②第1項によりその職務を遂行する関係公務員はその権限を表示する証票を持ってこれを関係者に見せなければならない。

第25条（保険）区庁長は第4条の機能を遂行する住民自治会構成員が身体上の被害をこうむる場合を備えて団体保険などに加入することができる。

第26条（施行規則など）この条例施行に必要な事項は区庁長が規則に決める。

附属規定

第1条（施行日）この条例は公布した日から施行する。

第2条（適用例）この条例にともなう住民自治会の権限はその住民自治会が設置された洞に限定して適用する。

第3条（経過措置）この条例にともなう住民自治会の構成で既存住民自治委員会は廃止されたこととし、この条例により構成される住民自治会は既存住民自治委員会の財産などを継承する。

ソウル特別市城北区住民自治会設置・運営に関するモデル条例

[施行 2017.12.28.] [ソウル特別市城北区条例第 1193 号, 2017.12.28. 制定]

ソウル特別市城北区 (マウル民主主義課)

第 1 章 総則

第 1 条 (目的) この条例は「地方分権および地方行政体制改編に関する特別法」第 27 条により草の根自治活性化と民主的参加意識高揚のために洞に置く住民自治会の設置および運営に関する事項と同法第 29 条にともなう洞住民自治会の試験実施に関する事項を規定することを目的とする。

第 2 条 (定義) この条例で使う用語の定義は次の各号と同じ。

1. “住民自治会” というのは第 1 条の目的達成のために洞に設置された住民を代表して住民自治と民官協力に関する事項を遂行する組織をいう。
2. “住民自治会委員” というのは該当洞の住民を代表する住民自治会の構成員をいう。
3. “住民総会” というのは該当洞住民なら誰でも参加して住民自治会活動と計画など自治活動を議論して決める住民公論の場をいう。
4. “住民計画” というのは住民自治会が樹立実行して住民総会で決める洞住民自治および民官協力に関する総合計画をいう。

第 3 条 (運営原則) 住民自治会は次の各号の原則により運営されなければならない。

1. 住民の福利増進と地域共同体形成促進
2. 住民参加の保障および自治活動の振興
3. 洞別自律的な運営
4. 政治的利用目的の排除

第 4 条 (設置など) ①ソウル特別市城北区庁長 (以下“区庁長”という) は住民自治会の試験実施のために洞に住民自治会を設置することができる。この場合該当洞住民の意見を取りまとめなければならない。

②住民自治会の名称は「東仙洞 (トンソンドン) 住民自治会」, 「鍾岩洞 (チョンアムドン) 住民自治会」という。

第 5 条 (機能) 住民自治会は「地方分権および地方行政体制改編に関する特別法」(以下“特別法”という) 第 28 条および「ソウル特別市城北区住民参加予算制運営条例」第 22 条の 2 等により次の各号の業務を遂行する。

1. 住民自治会の自律的な組織と運営
2. 住民生活と密接な関連がある洞行政事務の協議
3. 自治会館の運営など住民の権利義務と直接関連しない洞行政事務の受託処理
4. 住民計画樹立, 住民総会開催など自治活動の民主的意志決定過程実行
5. 住民参加予算事業の審査など洞地域会議が遂行する機能
6. その他に各種教育, 行事, 基金など住民自治と住民共同体活性化のための活動

第 2 章 住民自治会の構成

第 6 条 (住民自治会委員定数) 住民自治会構成は住民自治会委員長 (以下“委員長”という) 1 人と 2 人以内の住民自治会副委員長 (以下“副委員長”という) を含んだ 50 人以内の委員で構成する。ただし, 区庁長は洞別人口数を勘案して委員定員を増員することができる。

第7条（委員の資格）①委員は募集公告である現在次の各号中どれか一つの資格を備えなければならない。ただし、ソウル特別市城北区所属公務員および委員選定委員会委員は住民自治会委員になれない。該当洞の区議員は顧問として参加するものの議決権は行使することはできない。

1. 該当洞に住民登録している人
2. 該当洞に住所を置いている事業場に従事する人
3. 該当洞に所在した各級学校、機関、団体に属した人

②委員になろうと思う人や委員のうち再任しようと思う人は第25条第1項にともなう教育課程を事前に履修しなければならない。履修の効力は2年とする。

③第1項各号にもかかわらず、第13条第1項第2号から第5号までの理由で解職となった人は該当理由が発生した日から3年の間委員資格がないこととする。

第8条（委員の選定と委嘱）①委員は次の各号の方法で募集した人の中から選定する。ただし、「両性平等基本法」第21条により特定性別が全体委員数の10分の6を超過しないようにしなければならない。

1. 公開募集に申し込んだ人の中から総員の10分の6以内
2. 該当洞所在主な機関および団体、その他洞長が必要と認めた住民組織などから推薦された人の中から総員の10分の4以内

②委員選定は第1項の男女比率により公開抽選方式で行い、各号別5人以下の予備候補者の順位を抽選によって選定する。ただし、抽選対象人員が第6条で定めた委員定数以下の場合抽選しないで全員選定する。

③洞長は第2項により選ばれた委員候補者名簿を作成して選定後10日以内に区庁長に提出しなければならない。

④区庁長は洞長が提出した委員選定結果により、名簿受付後20日以内に委員を委嘱する。

⑤委員の辞任または、解職などで欠員が発生した場合、区庁長は第3項の予備候補者順に委嘱する。ただし、前任委員の残った任期が6ヶ月未満や予備候補者がいない場合には委嘱しない。

⑥区庁長は委嘱された委員の主な人的事項を委嘱日から1ヶ月以内に公告などの方法で公開しなければならない。

⑦委員構成および抽選方法などに必要な細部的な事項は区庁長が別に定めることができる。

第9条（委員選定委員会）①住民自治会委員を選定するということにあつて透明で公正な抽選方法決定と過程管理のために各洞に住民自治会委員選定委員会（以下“選定委員会”という）を置くことができる。

②選定委員会は委員長1人と副委員長1人を含む5人以内で構成し、委員は次の各号の方法により洞長が委嘱する。

1. 洞長推薦者2人以内
2. 管内主な機関および団体推薦者3人以内
- ③選定委員会委員長と副委員長は委員のうちでそれぞれ互選する。
- ④選定委員会は住民自治会委員委嘱が完了する時まで存続する。

第10条（委員の任期）委員の任期は2年とし、一度だけ再任することができる。ただし、委員の辞任または、解職などで新しく選出された委員の任期は前任委員の残余任期とする。

第11条（委員の義務）①委員は次の各号の義務を持つ。

1. 幅広い意見の取りまとめと民主的な意志決定を通した住民自治会運営
2. 月1回以上住民自治会会議および活動出席
3. 一つ以上の分科委員会参加および活動
4. 住民自治会運営に関連した各種教育、研修などに積極的に参加

②委員は特別法第29条第2項により政治的中立義務を持ち「公職選挙法」第60条第1項第7号により選挙運

動をできない。

第12条（委員の待遇）委員と分科委員は無報酬名誉職にする。ただし、必要な場合には予算の範囲で実費および手当を支給できる。

第13条（委員の解職）①区庁長は次の各号のどれか一つに該当する委員を解職することができる。ただし、第1号から第2号までは該当理由が発生した日から解職となったと見なして、第3号および第5号までは住民自治会の議決を経なければならない。

1. 第7条第1項の資格要件を背反したり喪失することになった場合
2. 二以上の住民自治会委員に選ばれた場合
3. 「公職選挙法」第60条第1項第7号にともなう選挙運動をしたり、特別法第29条第2項にともなう政治的中立義務を違反した場合

4. 特別法第29条第2項にともなう権限乱用禁止義務を違反した場合
5. 職務怠慢やその他の理由によって住民自治会委員に適していないと認められる場合

②委員に第1項第3号から第5号までの理由が発生した場合、在籍委員3分の1以上または、洞住民50人以上の連署を持って該当委員の解職を委員長に発議できて、在籍委員3分の2以上の賛成で議決して区庁長に解職を要求する。

第14条（住民自治会の長）①住民自治会は委員長1人と2人以内の副委員長を置き、委員長と副委員長は委員のうちで互選するものの特定性別が1人以上含まれるようにしなければならない。ただし、2人以上競争時無記名投票により在籍委員3分の2以上出席に多数得票者を選出する。

②委員長は住民自治会を代表して住民自治会業務を総括する。

③委員長と副委員長の任期は2年とし、一度だけ再任することができる。

④副委員長は委員長がやむをえない理由で職務を遂行することはできない場合にその職務を代行して委員長空席時新任委員長選出時まで委員長職を遂行する。

第15条（幹事）①委員長は委員のうち1人を幹事に選定し住民自治会の事務を処理するようにすることができる。

②委員長は幹事とボランティアメンバーに業務量と勤務時間を考慮して予算の範囲で実費および手当を支給できる。

③委員長は必要な場合、ボランティアメンバーを置いて幹事を補助するようにすることができる。

第16条（監査）①住民自治会は会計と事業執行に対する監査のため会計監査と事業監査をそれぞれ1人ずつ置く。

②監査は委員のうちで互選したり、専門性が必要な場合、外部の人を任命することができる。

③監査は監査対する結果報告書を作成して毎年住民総会と区庁長に提出しなければならない。

第17条（分科委員会）①住民自治会は活動強化と参加者拡大のために分科委員会を置くことができる。

②分科委員会は住民自治会委員と参加を希望する5人以内の洞住民で構成する。

③分科委員長は委員のうちで互選する。ただし、2人以上競争時無記名投票により在籍分科委員過半数出席に多数得票者を選出する。

④分科委員長は該当分科委員会の各種活動、事業計画樹立、結束力強化など運営全般を総括する。

⑤その他の分科運営に関する細部的な事項は住民自治会で決めた運営細則に決める。

第3章 住民自治会の運営

第18条（権限）住民自治会は洞行政機能に属する事務のうち次の各号の事項を遂行できる。

1. 小規模住民宿願事業など洞と対等な関係で住民生活と密接な関連がある洞機能に対する協議権限
2. 自治会館運営など洞行政機能中住民自治会が委託することがさらに望ましいと判断される業務の受託処理権限
3. 住民計画の樹立および実行，住民総会開催，住民参加予算の提案および編成など民主的意志決定を通じて地域問題解決策を見出して資源を活用できる権限
4. 住民自治会の自律的な運営，住民活動支援など住民生活と密接な近隣自治領域で住民自治活性化のための業務を遂行できる権限

第19条（会議）①住民自治会会議は全体会議と分科会議を運営し，会議は次の各号とともに運営する。

1. 全体会議は委員を対象に月1回開催し，委員長が必要と認めたり洞長または委員3分の1以上の要求がある時臨時会議を開催することができる。
2. 分科会議は分科委員を対象に月1回開催し，分科委員長が必要と認める場合に臨時会議を開催することができる。
- ②全体会議開催通知は開催7日前まで委員長名義で行い，会議は在籍委員過半数出席で開会して出席委員過半数賛成で議決する。
- ③住民自治会は洞の関係公務員に会議出席を要求することができ，洞長は住民自治会会議に出席して発言することができる。
- ④その他の会議開催および運営に関する細部的な事項は運営細則に決める。

第20条（住民総会）①住民総会は年1回開催し，洞住民誰でも参加して意見を提示することができる。

- ②住民総会は次の各号を決める権限を持つ。
 1. 住民自治会活動評価
 2. 洞行政事務評価および意見提示
 3. 住民計画の決定
 4. 洞に配分された住民参加予算事業の選定
 5. その他地域懸案，住民自治，民官協力などに関する事項の報告と決定
- ③委員長は住民参加と熟考を促進するために住民総会開催1ヶ月前から総会案件の広報，住民説明会，意見取りまとめなどを進めなければならない。
- ④住民自治会は幅広い意見取りまとめを通じて住民合意を形成するために住民総会案件に関する事前投票を進めることができる。
- ⑤住民自治会は区庁および洞関係公務員に住民総会出席を要求することができ，区庁長および洞長は住民総会に出席して発言することができる。

第4章 住民計画

第21条（住民計画の構成）住民計画は次の各号の細部計画で構成する。

1. 住民自治会運営計画
2. 洞行政事務協議計画
3. 洞行政事務受託および推進計画
4. 自治会館運営計画

5. 分科別事業計画
6. 洞住民参加予算事業計画
7. その他の住民自治および住民共同体活性化のための計画

第22条（住民計画の樹立および決定）①住民自治会は洞住民の意見と要求を取りまとめて住民計画を樹立しなければならない。

②住民計画は全体会議議決で立案されて、住民総会参席者過半数の賛成で決める。

第23条（住民計画の効力）①区庁長は住民計画を該当洞住民たちが合意した公的な総合計画と認定して、円滑な実行を積極的に協力支援する。

②住民自治会は住民計画決定日から2ヶ月以内に計画案を区庁長に提出して、区庁長は計画案を検討して提出させた日から1ヶ月以内に反映の有無を住民自治会に公式に伝達しなければならない。

③住民計画の有効期間は次の住民総会が成し遂げる前までにする。

第5章 地方自治体との関係

第24条（運営支援）①区庁長は住民自治会が洞住民のための公共事業を推進したり第5条の機能を遂行する場合、行政的財政的支援ができる。

②区庁長は住民自治会構成員の意欲鼓吹、力量強化などのために各洞住民自治会の意見を提出させて教育など必要な施策を樹立施行しなければならない。

③区庁長は住民自治会の意見を聞いて該当洞所属公務員にとって住民自治会運営を支援するようにすることができる。

④区庁長は住民自治会の円滑な業務遂行のために必要な範囲で専用事務空間を提供でき、自治会館運営などの収入金一部を住民自治会に支援することができる。

⑤区庁長は教育、住民計画樹立など住民自治会の運営のための支援組織を運営することができる。ただし、区庁長が必要だと認める場合、支援組織の運営を法人または、団体に委託することができる。

第25条（教育支援）①区庁長は住民誰でも住民自治会事業の趣旨と役割・責任を明確に理解して参加することができるように住民自治教育課程を運営しなければならない。

②その他の教育課程運営に関する細部的な事項は区庁長が別に定めることができる。

第26条（関係機関などとの協力）①委員長は住民自治会の業務遂行のために関係公務員と専門家の意見を聞いたり関連機関団体などに資料または、意見提出などを要請することができる。

②住民自治会要請および決定事項は最大限尊重されなければならない、そうでない場合、関係公務員は住民自治会に公式に理由を説明しなければならない。

第6章 補則

第27条（監督）①区庁長は住民自治会に委託した業務と財政支援などに関する事項を報告するようにでき、関係公務員にとってその業務に関して調査をするようにしたり帳簿およびその他の書類を検査するようにすることができる。

②第1項によりその職務を遂行する関係公務員はその権限を表示する証票を持ってこれに関係人に見せなければならない。

第 28 条（保険）区庁長は第 5 条の機能を遂行する住民自治会構成員が身体上の被害をこうむる場合を備えて団体保険などに加入することができる。

第 29 条（運営細則）その他住民自治会の構成と運営に必要な事項は全体会議議決を経て該当同住民自治会運営細則に決める。

附属規定

第 1 条（施行日）この条例は 2018 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条（有効期間）この条例は住民自治会試験実施期間まで効力がある。

第 3 条（適用例）①この条例にともなう住民自治会設置と運営は東仙洞（トンソンドン）、鍾岩洞（チョンアムドン）に限定して適用する。

②この条例で定めた事項を除いた自治会館設置および運営に関する事項は「ソウル特別市城北区自治会館設置および運営条例」に従う。

第 4 条（既存住民自治委員会廃止に関する経過措置）が条例にともなう住民自治会の構成で既存住民自治委員会は廃止されたこととし、新しく構成される住民自治会は既存住民自治委員会の財産などを継承したこととする。

第 5 条（委員の選定に関する経過措置）①最初に構成される住民自治会委員は募集公告である現在の該当同住民自治委員で活動中である委員のうち第 25 条第 1 項にともなう教育課程を修了した委員をまず選抜する。ただし、住民自治委員のうち選抜された委員の任期は 2 年として、再任できない。

②新しく選抜する団体推薦および公開募集委員は付則第 5 条第 1 項により選抜された委員を除いた残余委員数の範囲で第 8 条第 1 項各号の比率により選抜する。

